

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年5月23日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関し、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒
南三陸町監査委員 及川幸子

3 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

4 監査の対象とした事項

学校及び保育施設における施設管理、備品管理の状況

5 監査の着眼点

施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査の期日及び対象施設

執行期日	対象施設	説明者	立会者
令和4年 5月9日	名足小学校	校長	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長
	名足こども園	園長、主任	保健福祉課子育て支援係長
令和4年 5月10日	伊里前小学校	校長、教頭	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長
	歌津中学校	校長	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長
	伊里前保育所	所長、主任	保健福祉課子育て支援係長

(2) 監査の方法

監査委員監査

ア 学校長、保育所長等から施設経営状況について聴取した。

イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。

ウ 施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

7 監査の結果

監査対象とした学校及び保育施設における施設管理、備品管理については、おおむね適正になされているものと認められた。

8 結び

今回の監査は、各対象施設における施設管理、備品管理の状況を確認するため実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、おおむね適正な施設管理、備品管理がなされているものと認められた。

今後も、安全性を考慮した施設及び備品の適正な維持管理に、一層意を用いられることを望み、結びとする。